

岐阜県公報

目 次

告 示

瑞浪市の区域内の字の区域変更
保安林の指定解除

(市 町 村 課) 一三七
(恵那農林事務所) 一三七

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請
特定非営利活動法人の定款変更認証申請
大規模小売店舗の新設の届出に関する件
大規模小売店舗の変更の届出に関する件
基本測量の実施

(環境生活政策課) 一三八
(同) 一三八
(商業流通課) 一三八
(同) 一三九
(用地課) 一四〇
(都市政策課) 一四〇
(同) 一四一
(下呂農林事務所) 一四一

正 誤

土砂災害警戒区域の指定中訂正
土砂災害特別警戒区域の指定中訂正

(砂 防 課) 一四二
(同) 一四二

告 示

第 二 千 二 百 四 十 八 号

平 成 二 十 三 年 五 月 十 七 日

(火曜日)

岐阜県告示第三百十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、瑞浪市の区域内の字の区域を変更した旨瑞浪市長から届出があったので、同条第二項の規定により告示する。これにより新たに画する字の区域は次のとおりであつて、地番等は掲示場に掲示する。

新たに画する字	新たに画する字の区域に含まれる従前の字
土岐町字北川原	土岐町字仲田の一部
土岐町字仲田	土岐町字北川原の一部

この処分は、県営土地改良事業(瑞浪東部地区下沢工区)に係る換地処分の公告のあつた日の翌日から効力を生ずる。

平成二十三年五月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 掲 示 場 県庁及び瑞浪市役所
- 二 掲 示 物 字界変更調書 その他必要な書類
- 三 掲 示 期 間 平成二十三年五月十七日から
同 年六月七日まで

岐阜県告示第三百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除するので、同法第三十三条第六項で準用する同法第三十三条第一項の規定により告示する。

平成二十三年五月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 解除に係る保安林の所在場所
恵那市飯地町字水汲場三八〇の二、三八〇の三、四〇〇の二（次の図に示す部分に限る。）
 - 二 保安林として指定された目的
干害の防備
 - 三 解除の理由
道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県恵那農林事務所及び恵那市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

特定非営利活動法人の設立認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人の設立認証の申請があつたので、同条第一項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年五月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十三年四月十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人四つ葉のこウソ
- 三 代表者の氏名 後藤 正之

四 主たる事務所の所在地 岐阜県美濃市安毛七十一番地
五 定款に記載された目的 この法人は、美濃市の伝統文化を守るとともに新たな文化の創造に関する事業を行い、美濃市の地域活性化と豊かな地域社会の実現に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があつたので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十三年五月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 申請のあつた年月日 平成二十三年四月二十五日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ブラジル友の会
- 三 代表者の氏名 金城 アリーナ・ユキエ・イワキ
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県美濃加茂市本郷町五丁目二〇番二五号
- 五 定款に記載された目的 この法人は、在住外国人、主に日系ブラジル人で支援を必要とする人に対して、生活上、教育、福祉、医療の支援などの活動を行い、これらの人々の自立支援を進めるとともに、地域の人たちとの相互理解を促進し、社会全体の利益の増進に貢献することを目的とする。

大規模小売店舗の新設の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があつたので、次のとおり同条第三項の規定により公示する。

なお、その届出書等は平成二十三年五月十七日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年五月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十三年四月二十八日

二 届出者の氏名又は名称

マックスバリュ中京株式会社

三 建物の名称及び所在地

(仮称)マックスバリュ各務原那加店

四 各務原市那加桐野町外二ヶ所大字入会地字中野八番五 外

大規模小売店舗の新設日

平成二十三年十二月二十九日

五 店舗面積

二、四四〇平方メートル

六 駐車場の収容台数

一〇四台

七 荷さばき施設の面積

七二平方メートル

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十三年五月十七日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年五月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十三年四月二十八日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ヤマナカ

三 建物の名称及び所在地

マルヤス家具Z岐南店

羽島郡岐南町上印食六丁目六番 外

四 変更した事項

大規模小売店舗の名称

(変更前) ヤマナカ岐南店

(変更後) マルヤス家具Z岐南店

大規模小売店舗において小売業を行う者

(変更前) 株式会社ヤマナカ

(変更後) 株式会社マルヤス家具

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十三年五月十七日から四月間岐阜県商工労働部商業流通課及び岐阜振興局において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意見書を提出することができる。

平成二十三年五月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十三年四月二十八日

二 届出者の氏名又は名称

株式会社ヤマナカ

三 建物の名称及び所在地

マルヤス家具Z岐南店

羽島郡岐南町上印食六丁目六六番 外

変更しようとする事項

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 一、七五四・五〇平方メートル

(変更後) 二、三七一・七一平方メートル

荷捌き施設の位置及び面積

(変更前) 九三平方メートル

(変更後) 五〇平方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前九時三〇分～午後九時

(変更後) 午前十時～午後七時

基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省
国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成二十三年五月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 作業機関

国土交通省国土地理院

二 作業種類

基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正測量)

三 作業期間

平成二十三年五月九日から

同 二十四年三月三十一日まで

四 作業地域

県内全域

岐阜都市計画の変更案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項の規定において準用する同
法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第二項の
規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案
を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出す
ることができる。

平成二十三年五月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

岐阜都市計画道路

三・三・九号 金町東興町線

三・三・十六号 金町光明町線

三・四・三十七号 六条日置江線

三・五・五十八号 徹明西部支線

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び岐阜市都市建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十三年五月十七日から

同 年五月三十一日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所(法人にあつては、名称及び主たる事業所の所在地)を
記載すること。

また、住所又は主たる事業所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が
存する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容につ
いても記載すること。

各務原都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定において準用する同法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十三年五月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

各務原都市計画道路

三・五・九号 石山三井線

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び各務原市都市建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十三年五月十七日から

同 年五月三十一日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事業所の所在地）を記載すること。

また、住所又は主たる事業所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存在する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容についても記載すること。

各務原都市計画の変更案の縦覧

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定において準用する同

法第十八条第一項の規定により、都市計画を変更したいので、同法第二十一条第二項の規定において準用する同法第十七条第一項の規定により、次のとおり当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに岐阜県に意見書を提出することができる。

平成二十三年五月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

一 都市計画の種類及び名称

各務原都市計画緑地

1号 国営木曾三川公園各務原緑地

二 都市計画を定める土地の区域

都市計画図書において表示する区域

三 都市計画案の縦覧場所

岐阜県都市建設部都市政策課及び各務原市都市建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十三年五月十七日から

同 年五月三十一日まで

五 注意事項

意見書には、氏名及び住所（法人にあつては、名称及び主たる事業所の所在地）を記載すること。

また、住所又は主たる事業所の所在地の市町村が、都市計画を定める土地の区域が存在する市町村と異なる場合は、当該都市計画の案に対して有する利害関係の内容についても記載すること。

土地改良区の定款の変更認可

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第一項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により公示する。

平成二十三年五月十七日

岐阜県知事 古 田 肇

土 地 改 良 区 名	認 可 年 月 日
金 山 町 東 沓 部 土 地 改 良 区	平 成 三 三 ・ 五 ・ 六

正 誤

(原稿誤り)

平成二十三年四月十五日第二千二百四十一号 土砂災害警戒区域の指定(岐阜県告示

第二百七十号)五十一頁及び五十二頁の表中

下熊谷川

関市武芸川町桶森下

熊

は

下熊谷川

の

関市武芸川町谷口下熊

市武芸川町落洞	市武芸川町神之洞	市武芸川町神之洞	市武芸川町神之洞	市武芸川町神之洞
---------	----------	----------	----------	----------

は

西洞谷川	八幡谷川1	八幡谷川2	八幡谷川3	八幡谷川4
関市武芸川町小知野落洞	関市武芸川町八幡神之洞	関市武芸川町八幡神之洞	関市武芸川町八幡神之洞	関市武芸川町八幡神之洞

の

桶森	市場	東洞	東洞	平
関市武芸川町谷口追分	関市武芸川町谷口荒神	関市武芸川町谷口跳視	関市武芸川町雨池	関市武芸川町宇垂水山

西洞谷川	八幡谷川1	八幡谷川2	八幡谷川3	八幡谷川4
関	関	関	関	関

関市武芸川町追分	関市武芸川町荒神洞	関市武芸川町跳視	関市武芸川町雨池	関市武芸川町宇垂水山
----------	-----------	----------	----------	------------

は

桶森	市場	東洞谷川1	東洞谷川2	平
関市武芸川町谷口追分	関市武芸川町谷口荒神	関市武芸川町谷口跳視	関市武芸川町谷口雨池	関市武芸川町宇多院垂

洞	水山
---	----

の

洞	市場2
関市武芸川町洞生蒲谷	関市武芸川町西大洞

は

洞	市場2
関市	関市

武芸川町谷口生蒲谷
武芸川町谷口西大洞

の誤り。

正 誤

(原稿誤り)

平成二十三年四月十五日第二千二百四十一号 土砂災害特別警戒区域の指定(岐阜県

告示第二百七十二号)五十四頁及び五十六頁の表中

下熊谷川	八幡谷川1	八幡谷川2	八幡谷川3	八幡谷川4
関市武芸川町下	関市武芸川町神	関市武芸川町神	関市武芸川町神	関市武芸川町神

の

桶森	市場	東洞谷川1	東洞谷川2
関市武芸川町谷口追分	関市武芸川町八幡神之洞	関市武芸川町八幡神之洞	関市武芸川町八幡神之洞

熊	之洞	之洞	之洞	之洞
---	----	----	----	----

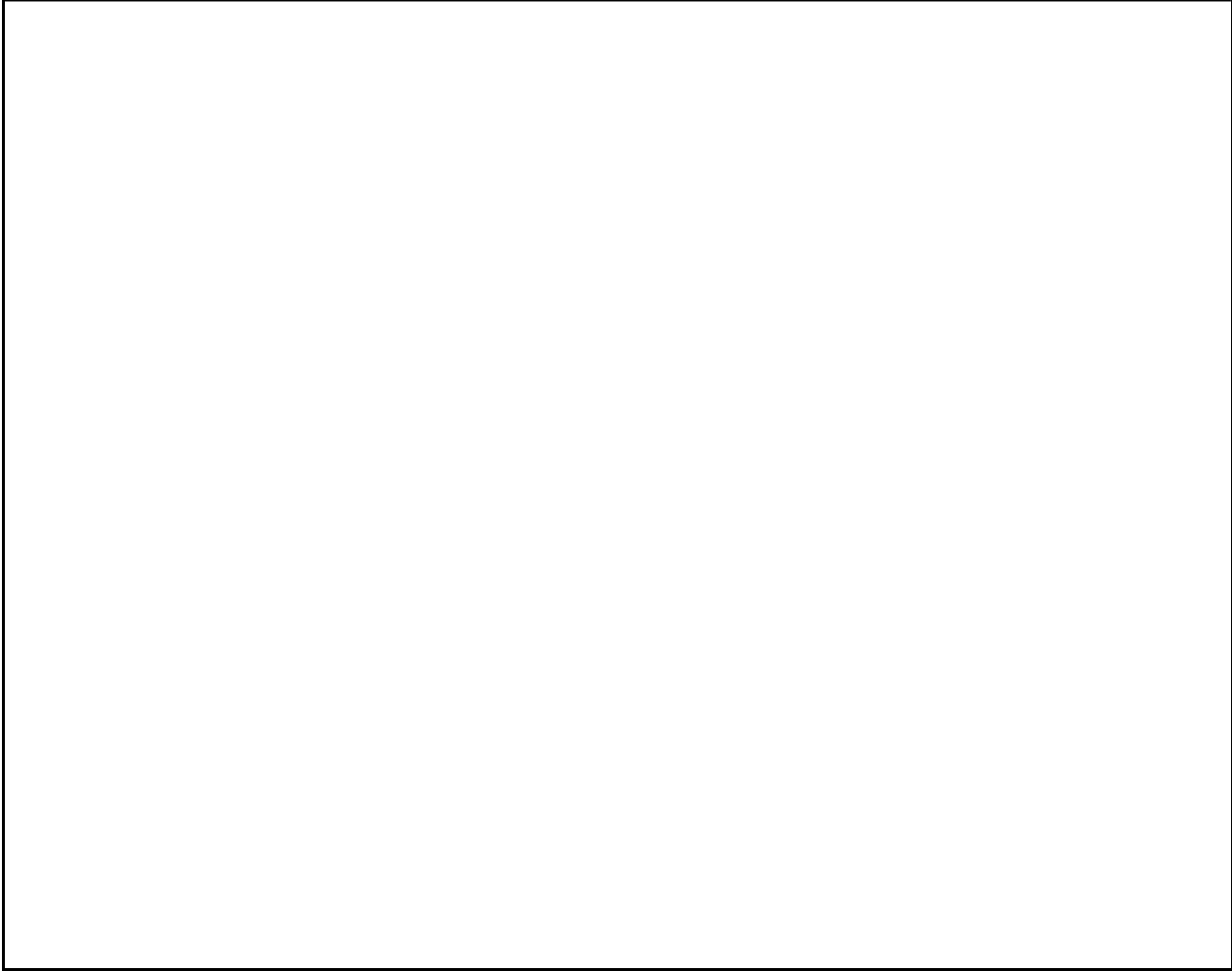
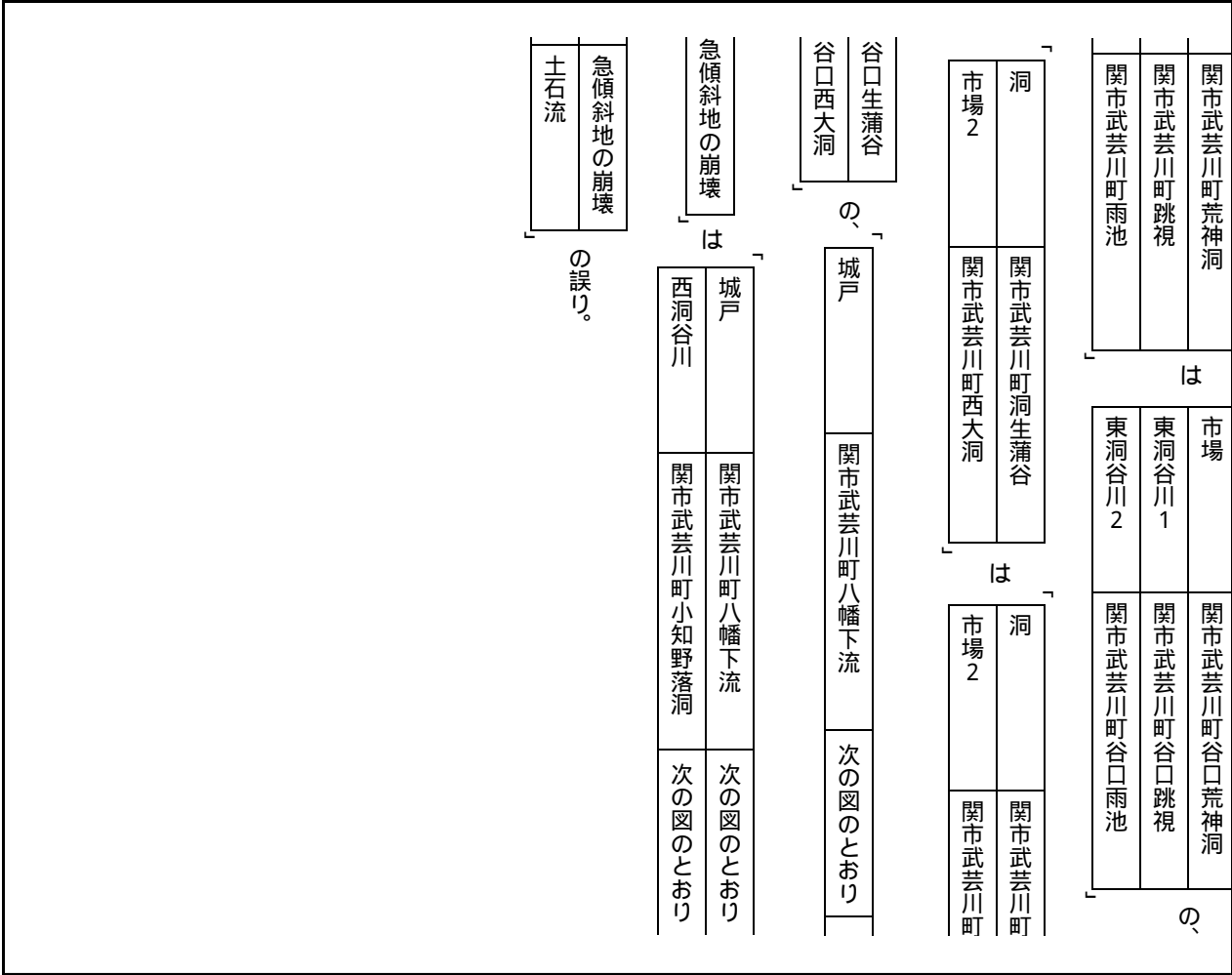
は

下熊谷川	八幡谷川1	八幡谷川2	八幡谷川3	八幡谷川4
関市武芸川町谷口下熊	関市武芸川町八幡神之洞	関市武芸川町八幡神之洞	関市武芸川町八幡神之洞	関市武芸川町八幡神之洞

関市武芸川町追分

桶森

関市武芸川町谷口追分



平成二十三年五月十七日発行

発行者
発行所

岐阜市数田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

各務原市テクノプラザ一
フイ・アール・テクノセンター